

# CFP表示ガイドの作成に向けて 国際的なグリーンウォッシュ規制の動向

資料 4



2024年10月25日

WWF ジャパン 専門ディレクター（環境・エネルギー）  
昭和女子大学特命教授、京都大学院特任教授  
小西雅子

COP28アラブ首長国連邦  
ドバイ会議にて  
（2023年12月）

©WWF Japan



# 小西 雅子

- (公財) WWFジャパン 専門ディレクター(環境・エネルギー)
- 昭和女子大学大学院 福祉社会・経営研究科 福祉共創マネジメント専攻 特命教授
- 京都大学大学院 総合生存学館(思修館) 特任教授
- (株)東邦銀行 社外取締役

博士(公共政策学・法政大2018)。米ハーバード大院修士課程修了(2005)。気象予報士(1997)

## 【略歴】

中部日本放送アナウンサー等を経て、2005年から国際NGOのWWFジャパン勤務。

2017年から大学教員兼職、2022年から東邦銀行社外取締役。

国連の気候変動に関するCOP会議に2005年から参画、「パリ協定」の成立に尽力。国内外の環境エネルギー政策に高度な専門知見を持ち、企業経営層へのサステナビリティ経営に関するアドバイス経験豊富。環境省中央環境審議会委員など公職多数。

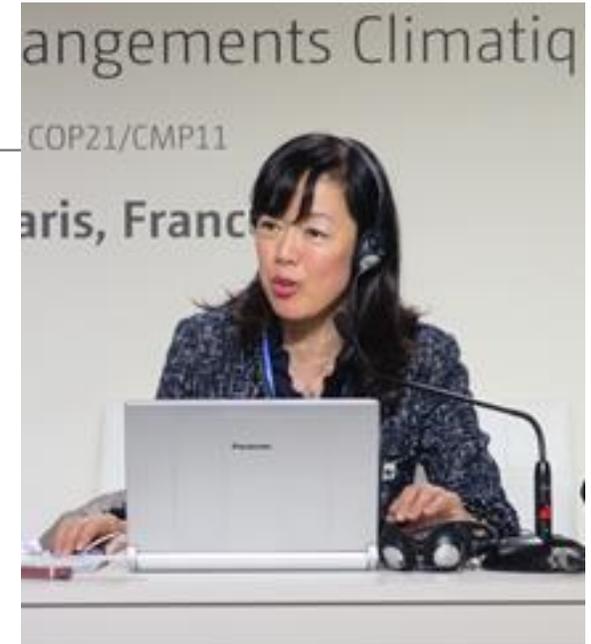
## 【主な著書と論文】

『気候変動政策をメディア議題に』著 (ミネルヴァ書房2022)

『地球温暖化を解決したいーエネルギーをどう選ぶ?』著 (岩波書店2021)

『Routledge Handbook of Environmental Journalism, Part IV: Environmental Coverage in Asia and Australia; 25. The Status and Future of Environmental Journalism in Japan』共著 2020

『地球温暖化は解決できるのか〜パリ協定から未来へ!〜』著 (岩波書店2016)



# パリ協定に沿った経路で実態を伴っていますか？

地球にやさしい

100%リサイクル可能

天然由来の

環境に配慮した

サステナブル〇〇

環境にやさしい

エコフレンドリー

グリーンな〇〇

自然で分解される

CO<sub>2</sub>を出さない火

カーボンニュートラル〇〇

CO<sub>2</sub>ゼロ

## よくある例

- 大部分がカーボンクレジットによるオフセットにも関わらず、カーボンニュートラル製品と主張する
- 環境基準を順守した製品が一部であるにもかかわらず、「サステナブル」「グリーン」を企業全体として宣伝
- 大規模生産や消費をもとにしたビジネスモデルの企業が環境宣言を出す
- 再エネの使用がごく一部で、大部分が化石燃料関連であるにもかかわらず、再エネ由来を強調する

# グリーンウォッシュとは

グリーンウォッシュとは、企業が自身のビジネスモデルや活動、商品について、実際には環境に害を与える可能性があるにもかかわらず、環境に対する影響が正味プラス又は正味中立であると示唆すること

(Client Earth 2023, グリーンウォッシュとその回避方法)

- 消費者や投資家などが環境に配慮されていると思い込み、適切な選択肢を選ばず、結果的に環境問題が深刻化してしまうリスク
- 本当に環境に配慮している企業が、隠れてしまう可能性

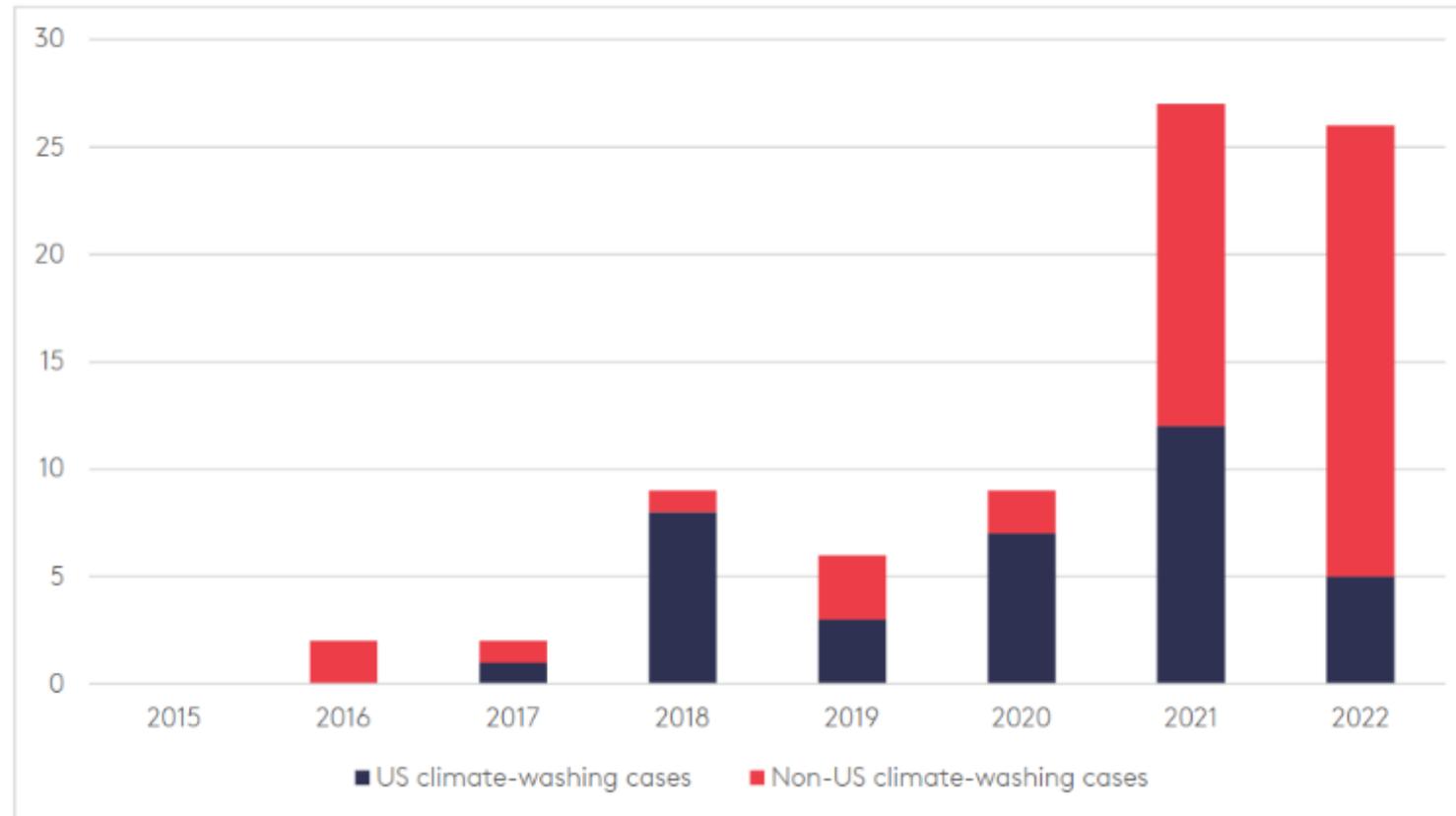
欧州委員会調査(2021)

環境主張の53%は「あいまい／誤解を招く／根拠がない」

40%は「裏付ける根拠がない」

# 広がるカーボンニュートラル・ネットゼロ主張 しかしグリーンウォッシュ(見せかけの環境配慮)批判が拡大

Figure 2.1. Climate-washing cases against corporate actors in the US and outside the US, 2015–2022



Source: Authors using Sabin Center databases

- 気候に関する訴訟は、2015年パリ協定成立以降、急増
- ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE)によると、クライメートウォッシュは以下の4種類
  - ①企業環境宣言との不一致  
例: グレンコア石炭生産拡大(豪2023)
  - ②製品の環境性能との不一致  
例: トヨタ車両生産計画(EV不十分)と排出基準の弱体化ロビー行動(豪2023)
  - ③企業環境行動の過剰アピール  
例: シェルの再エネ投資過剰アピール(米2023)
  - ④気候リスクの不十分な開示

# グリーンウォッシュに関連する世界の法規制は強化へ

国地域	内容
欧州	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年1月 欧州委員会グリーンウォッシュ調査、42%のサイトで誇張や誤った表現があり、規制に違反している可能性を指摘</li> <li>・2023年3月 欧州委員会「<b>グリーンクレーム(主張)指令(案)</b>」公表 グリーンウォッシュを終わらせ、消費者の持続可能な選択を可能とするために、企業が商品の環境性能をアピールするときのルールを定めた案 科学的根拠の提示と第三者機関による検証、消費者に開示することを義務付ける</li> <li>・2024年3月26日「<b>グリーンクレーム(主張)指令</b>」発効</li> <li>・今後2026年3月27日までに加盟国の国内法に移行し、9月27日までに適用される</li> </ul>
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年12月米連邦取引委員会(FTC)「<b>グリーンガイド</b>」1992年に制定され、3回改訂、このたび2012年以來の改定を公表、よりグリーンウォッシュ規制強化する方向、23年6月に締め切られたコメント期間中に、特に「カーボンオフセット」「リサイクル」などの主張に関する具体的な質問含む</li> </ul>
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年9月 競争・市場庁(CMA)「<b>グリーンクレームコード</b>」を公表 認証やカーボンオフセット、リサイクルなどに関する表示のガイダンス</li> </ul>
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2023年1月「<b>気候変動への対処およびその影響に対するレジリエンス強化に関する法律</b>」に企業のグリーンクレームに関する法規定が追加され、発効。 「カーボンニュートラル」「カーボンオフセット」主張にLCA排出量開示やオフセットの詳細概要書の公表義務</li> </ul>
日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年12月 消費者庁は生分解性プラスチック製品に対して景品表示法違反(優良誤認)に当たると措置命令。</li> </ul>

カーボンニュートラル、オフセットなどの表示には、厳格な根拠の提出が求められる方向へ

国内で初の指摘事例が出たが、欧米でははるかに厳しい

# 欧州委員会: グリーンウォッシング防止のための4つの施策

指令・規制	内容	スケジュール
消費者保護(グリーンウォッシング禁止)指令	<p>誤解を招く「グリーン」主張、特に不当なカーボンオフセットに関する主張から消費者を保護する。早期の陳腐化、不要なソフトウェアアップデート、製造者からの部品購入を強制される不当な義務に関する情報(または情報の欠如)についての業者の責任を明確にする。消費者が循環型およびエコロジカルな選択をするための情報を改善することに貢献する目的。たとえば、EU全域で製品には耐久性の商業保証に関する情報を示す統一ラベルを付けるなど</p> <p><a href="https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202400825">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202400825</a></p>	2024年2月欧州議会・欧州理事会採択、3月発効 (24カ月以内にEU加盟国の国内法化)
グリーン・クレーム(主張)指令	<p>グリーンウォッシングの禁止を補完し、環境関連の主張を行いたい企業のための検証システムを導入。企業は、製品に対して環境主張を行う前に、証拠を提出し、EU諸国が指定した検証機関から事前承認を得る必要がある。罰則には、公共調達プロセスからの一時的な排除、収益の没収、年間売上高の少なくとも4%の罰金など</p> <p><a href="https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2024-0131_EN.pdf">https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2024-0131_EN.pdf</a></p>	2024年3月欧州議会採択 2024年6月以降の新欧州議会と欧州理事会で継続審議中
エコデザイン規制	<p>ほぼすべての市場製品が持続可能で耐久性があり環境に優しいものになるよう、製品開発における最低基準を導入</p> <p><a href="https://www.europarl.europa.eu/topics/en/article/20230629ST001708/ecodesign-rules-to-ensure-sustainable-products-on-eu-market">https://www.europarl.europa.eu/topics/en/article/20230629ST001708/ecodesign-rules-to-ensure-sustainable-products-on-eu-market</a></p>	2024年4月欧州議会承認
修理の権利指令	<p>消費者が製品を修理できる権利を保証し、廃棄や新しい製品の購入よりも修理を促進する</p> <p><a href="https://www.europarl.europa.eu/topics/en/article/20220331ST026410/right-to-repair-eu-action-to-make-repairs-more-attractive">https://www.europarl.europa.eu/topics/en/article/20220331ST026410/right-to-repair-eu-action-to-make-repairs-more-attractive</a></p>	2024年4月欧州議会採択

## カーボンオフセットと除去について 「グリーンクレーム指令」から

- カーボンオフセット（炭素排出の相殺）スキームのみに基づく「グリーン主張」（環境に配慮した主張）は引き続き禁止。
- ただし、企業が可能な限り排出量を削減した後、残留する排出量に対してのみこれらのスキームを使用する場合には、広告でオフセットや炭素除去スキームに言及することができる。
- この場合、スキームのカーボンクレジットは、カーボン除去認証フレームワークのような、高い信頼性のある認証を受けたものでなければならない。

# 監視の高まり:世界の規制当局が注目(アジアにもその波が)

## 執行措置の対象となったグリーンウォッシュの例

- (a)ブランドのグリーンウォッシュ:組織のプロフィール、活動、野心を全体的にグリーンウォッシュすること
- (b)ファンド・商品のグリーンウォッシュ:商品の不当表示や不当販売
- (c)グリーンウォッシュ資産へのファイナンス:グリーンウォッシュされた資産に「グリーン」ファイナンスを提供すること
- (d)財務報告のグリーンウォッシュ:金融機関が環境関連の開示に関して虚偽又は誤認を招くような記述をすること、

## 法的制裁を受ける可能性のあるグリーンウォッシュの事例の新しい波

1. **トランジションウォッシング** → 日本の脱炭素化へのトランジション戦略はグローバル基準に沿っているのか?
2. **オフセットによるグリーンウォッシュ** → クレジットによるオフセットに頼るのはグローバル基準に沿わない
3. 競合他社によるグリーンウォッシュの疑いの主張

出典:Client Earth 2023, グリーンウォッシュとその回避方法:アジア金融業界向け入門ガイド)  
[https://aigcc.net/wp-content/uploads/2023/10/JP-AIGCC\\_ClientEarth\\_Greenwashing-Japan-edition-HiRes\\_210923.pdf](https://aigcc.net/wp-content/uploads/2023/10/JP-AIGCC_ClientEarth_Greenwashing-Japan-edition-HiRes_210923.pdf)

ご参考:クライアントアース <https://www.clientearth.org/>

2007年に弁護士などが設立した非営利団体。環境問題に対して法律を駆使して取り組む。世界8カ所に拠点をもち約300人のスタッフを抱える。気候変動対策が不十分で会社法に違反するとして英国シエルの取締役11人を提訴したことで知られる。2024年日本にも拠点を構える。

最終的に、トランジション・ウォッシュが発生する可能性が最も高いのは以下のような場合です。

- a. トランジション・ファイナンスが実証されていない「低排出」技術の開発に提供されているが、実際にはそれらの技術により炭素のロック・インが促進されている。
- b. トランジション・ファイナンスが、パリ協定に準拠したセクター別移行経路に沿っていない目的、及び/又は「通常業務」と表現できる方法で資金を使用する事業体に提供されている
- c. トランジション・ファイナンスは信頼できる移行目的に使用されているものの、資金調達企業全体の移行戦略がパリ協定の気温目標に沿うような十分なスピードで実施されず、十分に広範な製品ラインに渡って採用されていない。

科学に基づいた暫定的及び長期的な目標を含み、これらの目標を達成するための具体的な計画や設備投資へのコミットメントによって裏付けられた、信頼できる移行計画や戦略を準備し開示していない資金調達者にトランジション・ファイナンスが提供される場合において、これらのリスク必然的に高まります。

国際的な政策立案者、規制当局、業界はこのような懸念に対し、例えば次のように対処しようとしています。

- G20 サステナブルファイナンス報告書 (2022 年 10 月)<sup>151</sup>
- トランジション・ファイナンスに関する OECD ガイダンス (2022 年 10 月)<sup>152</sup>
- 気候債券イニシアチブ「変革する企業のためのトランジション・ファイナンス」(2022 年 9 月)<sup>153</sup>
- 国際資本市場協会(ICMA)「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」(2023 年 6 月)<sup>154</sup>
- ネットゼロ・バンキング・アライアンス「トランジション・ファイナンス・ガイド」(2022 年 10 月)<sup>155</sup>
- サステナブル・ファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォームによるトランジションファイナンス報告書 (2022 年 11 月)<sup>156</sup>

出典: Client Earth 2023, グリーンウォッシュとその回避方法: アジア金融業界向け入門ガイド  
[https://aigcc.net/wp-content/uploads/2023/10/JP-AIGCC\\_ClientEarth\\_Greenwashing-Japan-edition-HiRes\\_210923.pdf](https://aigcc.net/wp-content/uploads/2023/10/JP-AIGCC_ClientEarth_Greenwashing-Japan-edition-HiRes_210923.pdf)

# 日本でも強まる監視の目

- 東京証券取引所上場企業 経営戦略におけるサステナビリティの取組の開示がコーポレートガバナンスコードに基づき義務付け
  - プライム上場企業は、**TCFDの開示スキーム**又はそれに相当するものに基づいて、気候関連のリスクと機会に関する情報の開示が義務付け（2021年）
- 金融庁（2023）**有価証券報告書**に、サステナビリティに関する企業の取組についての記載欄を新設。
  - **サステナビリティ関連情報**について
    - (i) 「ガバナンス」「リスク管理」に関する事項は必須記載
    - (ii) 「戦略」「指標及び目標」に係る事項は、重要性に応じて記載

開示は必須となる中、グリーンウォッシュ批判を避けるには、科学に沿った行動が必要

# ご参考：グリーンウォッシュを避ける国連からの提言

国連ハイレベル専門家グループから、

非国家アクターによる「**ネットゼロ宣言**の信頼性と透明性に関する提言書」を発表（2022/11/8）



1. ネットゼロ宣言の発表
2. ネットゼロ目標の設定
3. ボランタリークレジットの使用
4. 移行計画の策定
5. 化石燃料の段階的廃止と  
再生可能エネルギーの拡大
6. ロビイングとアドボカシーの整合
7. 公正な移行における人々と自然
8. 透明性と説明責任の向上
9. 公正な移行への投資
10. 規制導入に向けた加速

ネットゼロに向かう科学に沿った削減目標を5年ごとなどの短期、中期、長期に出すこと、有用なガイドラインとしてSBTi例示

自社の削減目標達成にカーボンクレジットを利用することはできない。ただし高品質クレジットに限って自社のバリューチェーン外で利用してもよい

政府などに対して、自社のみならず業界団体を通じても野心的な温暖化政策に反対してはならず、政策を推進すること

出典：国連 非国家主体のネットゼロ宣言に関する ハイレベル専門家グループによる報告書

[https://japan-clp.jp/wp-content/uploads/2023/02/HLEG-report\\_JPN.pdf](https://japan-clp.jp/wp-content/uploads/2023/02/HLEG-report_JPN.pdf)（JCLPIによる日本語訳）

# グリーンウォッシュとみなされないために

- 科学的根拠のある主張
- 主張の裏付けを公開する
- 第3者の検証を受ける
- 当該企業が科学的根拠のある脱炭素化の目標と具体的な計画を持つこと
- 安易なオフセットには頼らないこと

## CFPの表示ガイド作成に当たって

- グリーンウォッシュ規制など世界の最新の動向にのっとり
- SBTiや、RE100など国際イニシアティブに承認される内容を知ろう
- 当該企業の脱炭素化計画をも問う必要性（CFP表示に関心ある企業は環境配慮を打ち出したいという前提ならば）